

入札公告(工事)

次のとおり事後審査方式一般競争入札に付します。

平成30年2月23日

名古屋高速道路公社
理事長 永田 清

1 工事概要

- (1) 工事名 平成30年度高速4号東海線他電波吸収体設置工事
- (2) 工事場所 高速4号東海線山王料金所他10料金所
- (3) 工事内容 工場製作

製作重量(吊金具)	8.7t
パネル設置工	666 m ²
側面化粧板設置工	143 m ²
設計費	一式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成31年3月15日まで
- (5) 本入札は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)で実施します。
- (6) 本工事は、予定価格の事前公表工事です。

金 226,700,000円(消費税及び地方消費税抜き)

- (7) 本工事は、名古屋高速道路公社低入札価格調査実施要綱(平成16年通達第8号。以下「低入札要綱」という。)に規定する調査基準価格及び失格判断基準を設定しています。
- (8) 本入札は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う(以下「電子入札」という。)対象工事です。

なお、電子入札システムにより難しい者は名古屋高速道路公社(以下「公社」という。)の承認を得て紙入札方式に代えることができます。
- (9) 本工事の入札参加にあたり、電子入札システムでは次の工種を選択してください。

電子入札システムで選択する工種 「鋼構造物工事」

2 競争参加資格

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第3号)第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申込書の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書(平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

- (3) 会社の遮音壁工事に係る平成 28・29 年度の一般競争有資格業者の決定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。）。また、平成 30・31 年度一般競争参加資格申請の定期受付において、平成 29 年 11 月 30 日までに申請を行い受理されている者で、遮音壁工事に係る平成 30・31 年度の一般競争有資格業者の決定を平成 30 年 4 月 1 日時点において受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 愛知県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (6) 平成 19 年度以降申込書提出日までに、元請けとして引渡し完了した、本工事と同種の工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合に限る。
- ・同種工事とは、
名古屋高速道路又は市街地における道路で行った、交通規制を伴う電波吸収体又は裏面吸音板の新設・補修工事をいう。
(注)
市街地とは、総務省統計局国勢調査による人口集中地区（DID 地区）をいう。なお、実績は、工事施工期間時点での DID 地区。
- (7) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- ア 1 級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者
- イ 平成 19 年度以降申込書提出日までに、元請けとして引渡し完了した、(6) に掲げる同種工事に従事した経験を有する者
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- (8) 申込書の提出日から開札の日までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領（平成 9 年通達第 8 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 1（1）に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としないこと。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本入札の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式です。

- ア 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与します。

- イ 技術資料で示された実績等により、最大 20 点の加算点を付与します。
 - ウ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定します。
- その概要を以下に示しますが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記してあります。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とします。

- ア 施工の確実性（企業の能力、技術者の能力）に関する事項
- イ 企業信頼度に関する事項

※ア及びイの 2 項目で最大 20 点の加算点とします。

(3) 落札者の決定

- ア 入札参加者は価格をもって入札します。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（ $\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格})\}$ ）を算出します。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札候補者とします。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、入札価格の積算内訳が低入札要綱第 5 条第 1 項に基づく失格判断基準に該当しないこと。
 - (イ) 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。
- イ 落札候補者に対して事後審査を行い、競争参加資格を満たしていること及び技術資料の内容を確認した上で落札者を決定します。

4 入札手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目 17 番 30 号
名古屋高速道路公社 総務部会計課（契約担当）
電話 052-919-5642

(2) 入札説明書、設計図書、図面等について

交付希望者は、平成 30 年 2 月 23 日（金）午前 10 時 00 分から平成 30 年 3 月 13 日（火）午後 4 時 00 分までに、電子入札システム内の入札情報サービスよりダウンロードしてください。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(3) 入札参加申込書等の提出期限、場所及び方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、申込書及び技術資料を提出してください。

- ア 期 間 平成 30 年 2 月 23 日（金）午前 10 時 00 分から
平成 30 年 3 月 9 日（金）午後 4 時 00 分までの電子入札システム稼動時間（電子入札システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日を除いた日の午前 8 時から午後 8 時まで）
- イ 場 所 公社会計課
- ウ 方 法 申込書及び技術資料を、電子入札システムにより公社会計課に送信してく

ださい。

アの期間の経過後に受信した場合は、本入札に参加することができません。

(4) 入札書及び工事費内訳書の提出

入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）は電子入札システムにより提出してください。ただし、紙入札方式による場合は、公社会計課に持参してください。郵送等による提出は認めません。

ア 入札書等の提出期間

(ア) 電子入札の場合

平成30年3月12日（月）午前10時00分から

平成30年3月13日（火）午後4時00分までの電子入札システム稼働時間

（電子入札システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

(イ) 紙入札の場合

平成30年3月12日（月）及び平成30年3月13日（火）の午前10時00分から午後4時00分まで

イ 入札回数 1 回

ウ 開札

(ア) 日 時 平成30年3月14日（水） ※開札時間については入札説明書によります

(イ) 場 所 名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室

5 事後審査の手続等

(1) 落札候補者は、次に従い、事後審査に必要な書類を提出してください。

ア 提出期限 平成30年3月16日（金）午後4時まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 持参により提出するものとし、郵送又は伝送によるものは受け付けません。

(2) 落札候補者の事後審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位者を下回った場合も同様の扱いとします。

(3) 技術資料及び事後審査に係る資料の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行います。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

(4) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

事後審査において競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格が

ないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求められます。

ア 提出期限 審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）以内の毎日午前10時00分から午後4時00分まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

(2) 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

ア 2の競争参加資格を有しない者のした入札。なお、落札決定時において当該資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当する。

イ 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 電子署名及び電子証明書のない電子入札

エ 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等ICカードを不正に使用して行った電子入札

オ 現場説明書、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成18年通達第27号）及び名古屋高速道路公社電子入札要領（平成20年通達第5号）において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定は、3（3）により決定するものとします。なお、詳細は入札説明書によります。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者決定後、配置予定技術者について、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがあります。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口は、4（1）に同じ。

(7) 詳細については入札説明書によります。